

新しい 民生委員 児童委員 紹介します

このたび民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、それぞれの地域に次の方々が選任されました。

任期は平成19年12月1日から平成22年11月30日までの3年間です。

在宅福祉や家族関係、住居、健康、仕事、生活、年金、保険、育児、教育、生活環境などのことでお困りの方は、地域を担当する民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

問い合わせ先 津別町民生委員児童委員協議会事務局
役場福祉係 ☎76-2151内線233

住所	氏名	電話番号	区分	担当自治会
幸町	中村 純一	75-5055	再任	幸町
本町	大江 スマ子	76-2868	再任	本町
西2条	大場 建男	76-3013	新任	西町
1条通	石川 勝夫	76-2342	再任	東町
達美	安藤 孝	76-2742	再任	達美町、緑町1
緑町	堂藤 由里子	76-4815	新任	緑町2、緑町3
柏町	福井 全雅	76-2337	再任	柏町、新町
高台町	星屋 好春	76-3298	再任	高台町
旭町	中川 孝敏	76-4704	再任	旭町1、旭町2
旭町	細川 サチ子	76-3061	再任	旭町3
豊永	杉山 敏行	76-4824	再任	豊永2
豊永	広岡 壽幸	76-3866	再任	豊永3
豊永	伊東 美喜子	76-4503	新任	豊永4
共和	熊谷 千代見	76-2052	再任	共和2、共和1の一部
共和	新井 昇	76-4635	再任	共和3
共和	成田 英子	76-2783	再任	共和4
活汲	山本 和子	76-4285	再任	活汲中央
岩富	工藤 幸子	76-3833	再任	東岡、活汲1・3、岩富
高台	上田 孝雄	76-2347	新任	達美、東・西達美、上・下最上
上里	中山 静男	76-4799	再任	上・下美都、上里、豊永1、高台1・2
恩根	羽田野 博子	76-3948	再任	共和1の一部、恩根、栄、双葉
本岐	藤田 玲子	77-2417	再任	本岐市街
大昭	泉 利之	77-2349	再任	本岐2、沼沢、木樋、二又、大昭、布川
相生	原田 敏明	78-2051	再任	相生中央、相生2
東4条	土田 百合子	76-1134	再任	町内全域 (主任児童委員)
緑町	中山 美登里	76-2241	再任	町内全域 (主任児童委員)

民生委員は

地域社会の中でさまざまな生活上の問題を抱えている人の調査、相談、援護にあたっています。

また、町の福祉行政に協力し、地域で生活する方と福祉サービスを結びつけるパイプ役となって活動しています。社会福祉協議会が実施する在宅福祉の推進者として、訪問活動やボランティアの育成などの支援活動も行っています。

児童委員は

児童福祉法に基づいて地域における児童福祉問題にたずさわっています。また、町や児童相談所、児童福祉施設などと協力し、児童や妊産婦の生活や環境について調査したり、相談指導などを行っています。

主任児童委員は

地域を担当している児童委員と連携をとりながら、子どもの福祉を専門に担当して活動しています。

ご相談ください

くらし関係



家族の関係



在宅生活関係



育児教育関係



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収について



国保加入世帯の世帯主または後期高齢者医療の加入者が一定額（年額18万円）以上の年金を受給する場合は、原則として平成20年4月から国民健康保険税または後期高齢者医療制度の保険料を介護保険料とあわせて特別徴収（天引き）を行います。

また、特別徴収の対象とならない世帯については、これまでどおり口座振替や銀行振込などにより納めていただきます。

【国民健康保険税特別徴収の対象者】

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主で下記に該当する方です

- ① 年額18万円以上の年金を受給している方
- ② 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えていない方

【後期高齢者医療保険特別徴収の対象者】

75歳以上（一定の障がいのある65歳から74歳の方）

- ① 年額18万円以上の年金を受給している方
- ② 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えていない方

問い合わせ先 役場国保係 ☎76-2151 内線228

除雪作業にご協力をお願いします！



本格的な降雪に備え、安全な冬道の確保と快適な冬の暮らしを目指して、今年も皆さんと力を合わせながら除雪対策に取り組んでいきますのでご理解とご協力をよろしくお願いします。

●車道や歩道に雪を出さないでください！

車道や歩道への雪出しは、道路を凸凹状にし交通事故や道路障害の原因となり大変危険ですので、雪を出さないようお願いします。

また、除雪車が通った後、各家庭の出入り口には車道の雪が堆積されますが、この雪は皆さんで処理されるようお願いいたします。

●路上に物を放置しないでください！

路上駐車や障害物の放置は、除雪の妨げになります。車両の走行が困難になったり、歩行者が車道を歩かざるをえなくなり、交通事故の原因にもなりますので、絶対にやめるようにしてください。

●早朝除雪にご理解願います！

降雪量10cmを目安に朝の通勤・通学など支障がないよう早朝から除雪・排雪作業を行います。騒音・振動でご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

●雪捨て場がさくら公園駐車場に変わりました！

雪捨て場は、昨年までの達美（下水道処理場の隣）から豊永のさくら公園駐車場に変更されましたのでご注意ください。また、捨てる際には雪の中にゴミなどがいないか注意してください。

●問い合わせ先 役場管理係 ☎76-2151 内線250



雪捨て場が変わりました

